

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
石垣メンテナンス(株)	東京都千代田区丸の内 1-6-5	1-008546

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2. 指名停止措置期間

令和元年 9 月 3 日～令和元年 12 月 2 日 (3 か月間)

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

石垣メンテナンス(株)は, 東京都発注の排水処理施設運転管理作業について, 受注価格の低落防止等を図るため, 公共の利益に反して, 当該作業の取引分野における競争を実質的に制限していたことが, 独占禁止法第 3 条に違反するとして, 令和元年 7 月 1 日, 公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5. 指名停止理由

独占禁止法第 3 条に違反されたことは, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」(平成 29 年要領第 3 号)第 2 条第 1 項及び別表第 2 第 6 号に該当すると認められる。

なお, 上記の者は課徴金減免制度の適用を受けていることから, 同要領第 4 条第 3 項を適用して, 指名停止期間を 2 分の 1 とする。

〈指名停止措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し,独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し,工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(第 4 号及び第 5 号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 6 ヶ月以上 12 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)